

7 月教育委員会定例会議事録

午後 1 時 2 8 分開会・開議

令和 3 年 7 月 2 6 日（月）

午後 2 時 1 分閉会・散会

令和 3 年 7 月 2 6 日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室
に招集

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期及び時間の決定

日程第 3 前回の議事録の承認

日程第 4 教育長の報告

日程第 5 議事

第 2 7 号議案 令和 4 年度小学校において使用する教科用図書
について

第 2 8 号議案 令和 4 年度中学校において使用する教科用図書
（社会（歴史的分野）を除く。）について

第 2 9 号議案 令和 4 年度特別支援学級において使用する教科
用図書について

日程第 6 その他

（1）行事予定について

（2）その他

日程第 7 次回開催日の決定

日程第 8 議事

第 3 0 号議案 令和 4 年度中学校において使用する教科用図書
（社会（歴史的分野））の採択について

委員等定数 5名

出席委員等（5） ・奥 幹夫教育長 ・柚瀬 真規子委員
・坂田 豊委員 ・文蔵 武人委員
・芝崎 二郎委員

欠席委員 （ ）

説明のため出席した者の職・氏名

- ・教育次長 阪本 興平
- ・教育総務課長 脇村 孝一郎
- ・生涯学習課長 細川 哲

本委員会の書記の職・氏名

- ・教育総務課長補佐 片山 浩

◎ 開会及び開議

- 教育長から開会を宣告する。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名

- 教育長から議事録署名委員に、坂田 豊委員を指名する。

◎ 日程第2 会期及び時間の決定

- 教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は午後2時30分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎ 日程第3 前回の議事録の承認

- 教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎ 日程第4 教育長の報告

1 日高地方定例教育長会

7月13日の定例教育長会についてですが、主だった点について報告します。

いつものように紀南教育事務所から所長はじめ8名の指導主事が来られました。担当から、学校教育関係について、社会教育関係について、人事関係についてそれぞれ事務連絡がありました。その後、議事に入り、2点です。

1点目は、「令和3年度日高地方教育委員研修会」についてです。例年1月の中旬に中央公民館で教育委員さんの研修会を行っていますが、そのことについてです。昨年度は、新型コロナウイルスの関係で開催できませんでした。今年度については、新型コロナウイルスの感染状況のこともあります。現時点では、例年行っています1月中旬ごろに実施の方向で進めていくということになりました。また、講師の選定を今後していかなければなりません。今回、御坊市が中心となって進めていかなければなりませんので、教育委員さんの中で、こういう人がいいのではないかとという講師がありましたら言っていただければと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営について情報交換をしました。

主だった議事は、この2点です。

その他として、管内各市町の2学期始業式の日程を確認しました。印南町、由良町、日高町が8月27日で、他の市町は8月30日となっています。

2 校長会

6月25日の校長会についてですが、教育長の伝達事項として2点連絡をしています。

1点目は、教育職員による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布についてです。この法律の内容については、現行制度では、教員がわいせつ行為などで懲戒免職になっても、3年経てば免許が再取得できってしまうということになります。この現行の制度を改めて、再免許の授与については、適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができるという形に変えようという新しい法律が公布されたということになります。わいせつ行為というのは、社会的にも広く関心が持たれるところであり、この行為に対する処置をもっと考えていかなければならないということから、この法律が公布されました。これにより

まして、免許状を授与する都道府県教育委員会に交付するかどうかの裁量を与えられ、交付しないということも可能になるということです。校長先生には教職員に対して、この法律の内容の周知と不祥事の防止について指導をお願いしています。

2点目は、夏休み中の学校閉庁についてです。

夏休み中の学校閉庁につきましては、前回の定例教育委員会で既に委員さんに承認していただいています。それを各学校に伝えました。

議事としては、学力向上関係、特別支援関係などについて協議しました。

その後ですが、6月議会がありましたので、一般質問や補正予算などについて伝えています。また、新型コロナウイルス感染症関係の情報交換を行いました。

以上が、6月25日の校長会です。

次に、7月14日の校長会についてですが、教育長の伝達事項として3点伝えています。

1点目は、いつも長期休暇に入る時に県から連絡がくるのですが、勤務規律の遵守と綱紀の厳正保持についてです。夏休み期間中、教職員の勤務について県の方から通達がきていますので、それに基づいて校長先生から教職員への指導をお願いしています。

2点目は、これも長期休暇に入る前に県から通知がきますが、夏休み期間中の児童生徒への指導についてです。県教育委員会から通知文がきていますので、その中身を職員で共通理解し、児童生徒への指導をお願いしています。

3点目は、指導が不適切な教員に関する審査の申請についてです。毎年、県教育委員会からこのような通知がきますので、各学校にそのような教員が仮にいれば連絡をくださいと伝えています。

その後、新型コロナウイルス感染症関係について情報交換をしています。

以上が、7月14日の校長会です。

3 その他

教育に関係します文化関係の行事について、今年度は和歌山県内の各

地で文化に関係する全国大会が２つ開催されます。

１つは、１０月末から１１月にかけて行われます国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭です。御坊市では、交流事業として健康マージャンをします。また、茂山狂言と戯瓢踊、劇団RAKUYUによる劇、御坊市美術展覧会を地域文化発信事業という形にして行うこととなります。それから、障害者交流事業の３つの事業が御坊市でも開催されることとなっています。

もう１つは、７月末から８月にかけて行われます全国高等学校総合文化祭です。これは、高等学校の文化祭の全国大会になります。日高地方では、御坊市だけなのですが、英語の部が開催されます。７月３１日に和歌山ビッグホエールにて開会式が行われ、その翌日の８月１日に御坊市民文化会館で行われることになっています。

以上が、教育長の報告です。

- 柚瀬委員より、「夏休み中、プールはなくなったと伺いましたが、登校日は設けていますか。」との質問があり、教育長が「学校によって回数には差がありますが、各学校がそれぞれ設けています。小学校では、８月１８日の午後に５、６年生を対象とした子ども芸術劇場を登校日も兼ねて行うことになっています。」と答えた。柚瀬委員から、「子ども芸術劇場の内容はどのようなものですか。」との質問に対し、教育総務課長が「家藤正人さんという方を招いて、子どもたちと一緒に俳句作りをするとのことでした。」と答えた。

- 坂田委員より、「小学校の教科担任制は、来年度から始まるのですか。」との質問があり、教育長が「報道で少し出てきていますが、具体的に県からどうなるのかとの連絡はありません。」と答えた。坂田委員から、「職員定数も上がるかもしれませんよね。まだそのような状況なのですね。」との意見があり、教育長が「今後動いてくるかもしれませんが、今のところは県からの連絡はありません。」と答えた。

◎ 日程第５ 議事

第２７号議案 令和４年度小学校において使用する教科用図書について

- 教育総務課長より、「第２７号議案につきましては、義務教育諸学校

の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、小学校の教科用図書については、令和元年度に採択が行われました。つきましては、令和4年度に使用する教科用図書について、本年度と同じ教科用図書を使用したい、委員会の承認を求めるものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第27号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第27号議案については、承認することと決定した。

第28号議案 令和4年度中学校において使用する教科用図書（社会（歴史的分野）を除く。）について

- 教育総務課長より、「第28議案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、中学校の教科用図書については、令和2年度に採択が行われました。しかしながら、社会（歴史的分野）において、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに教科用図書が発行されることから、社会（歴史的分野）を除く令和4年度に使用する教科用図書については、本年度と同じ教科用図書を使用したい、委員会の承認を求めるものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第28号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第28号議案については、承認することと決定した。

第29号議案 令和4年度特別支援学級において使用する教科用図書について

- 教育総務課長より、「第29号議案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、特別支援学級において使用する教科用図書についても、次年度に使用する教科用図書を前年度中に教育委員会において承認していただく必要がありますので、議案書に記載の教科用図書を使用したい、委員

会の承認を求めるものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」
と提案理由を説明した。

- 第 29 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 29 号議案については、承認することと決定した。

◎ 日程第 6 その他

(1) 行事予定について

- 教育総務課長から、行事予定について報告をした。

(2) その他

- 特になし。

◎ 日程第 7 次回開催日の決定

- 教育長が次回開催日について出席委員に諮り、8 月 25 日（水）午後 1 時 30 分からとした。

◎ 日程第 8 議事

- 教育長が、「事務局から議案を追加したい旨、提案がありました。」との報告をし、日程追加に入るに先立ち、第 30 号議案の審議については、御坊市情報公開条例第 7 条第 5 号に規定する意思形成過程に関わることであるため、秘密会において審議することを出席委員に諮り、全委員の同意を得て秘密会とすることを決定した。なお、議事録は作成し、教科用図書採択事務終了後の 9 月 1 日以降に開示することとした。

（秘密会 午後 1 時 57 分～午後 2 時 00 分）

第 30 号議案 令和 4 年度中学校において使用する教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について

- 教育総務課長より、「第 30 号議案につきましては、令和 4 年度から中学校で使用する社会（歴史的分野）の教科用図書について、去る 7 月 13 日に開催されました日高地区教科用図書採択協議会において議案書のとおり採択されましたので、その承認をお願いするものです。採択理由につきましては、別紙配布資料のとおりです。ご審議のほど、よろしく

お願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第 30 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 30 号議案については、承認することと決定した。

◎ 閉会及び散会

- 教育長から令和 3 年 7 月 26 日（月）の御坊市教育委員会定例会の閉会を宣告する。

閉会時刻 午後 2 時 1 分 閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員